



## こうべオレンジカフェ登録事業

神戸市内で開かれている認知症カフェを市民の皆さんに広く知っていただき、認知症のご本人とご家族を支える地域づくりを推進していくために「こうべオレンジカフェ（認知症カフェ）」の登録事業を行っています。

※登録には一定の要件を満たす必要があります。

こうべオレンジカフェに登録していただいた認知症カフェについては、以下の支援をいたします。

- ①ホームページや広報紙への掲載等、広報活動に関する協力
- ②カフェの開設や運営に関する情報提供や神戸市の認知症関連施策や啓発媒体について情報提供を行うほか、登録している市内カフェの連絡会を実施

[こうべオレンジカフェ登録事業チラシ（PDF①）](#)

[こうべオレンジカフェ登録手続きについて（PDF②）](#)

### （１）こうべオレンジカフェの登録要件

- ①認知症の人やもの忘れに不安を感じる人、及びその家族が気軽に立ち寄り、安心して過ごせるとともに、相談や情報収集ができる居場所づくりを開催目的とすること。
- ②運営主体は、地域住民団体やボランティア団体、NPO 法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の団体が実施するものとする。  
開催時には、医療・介護の専門職又は認知症サポーター養成講座受講者など、認知症について知識を有し、認知症の人に対応した経験を有する者が必ず1名以上スタッフとして常駐すること。
- ③前項の運営主体は、市内で活動している団体であること。ただし、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29条）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ④継続的に開催し、開催日時や場所等の開催情報について、参加者からの問合せに誠実に対応すること。また、変更等がある場合は、第8条第1項及び第2項に基づき速やかに市へ報告し、常に正確な開催情報を市へ提供すること。
- ⑤事故防止と安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する責任は運営主体が負うこと。

## (2) こうべオレンジカフェ登録の申請

[こうべオレンジカフェ登録事業実施要綱 \(PDF③\)](#) をご確認ください。福祉部福祉事業課へ申請書類を郵送にて提出してください。

提出書類：指定の[こうべオレンジカフェ登録申請書 \(様式第1号\) \(PDF④\)](#)

【提出先】〒651-0086

神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階

福祉部福祉事業課 宛

## (3) こうべオレンジカフェ登録申請後の流れ

申請書類をこうべ認知症生活相談センターで受理後、適当と認められた場合には、登録決定を行い、[こうべオレンジカフェ登録決定通知書 \(様式第2号\) \(PDF⑤\)](#) を運営主体へ郵送にて交付します。

※おおよそ2週間程度で登録決定通知書を送付します。

※ホームページには申請受付からおおよそ1ヶ月程度で掲載します。

## (4) こうべオレンジカフェ登録変更及び廃止について

### ①変更の手続きについて

開催場所や開催回数、その他登録内容に変更があった場合には、そのつど運営主体が[こうべオレンジカフェ変更届 \(様式第3号\) \(PDF⑥\)](#) を福祉部福祉事業課まで郵送にて提出してください。

### ②登録廃止手続きについて

登録の廃止を希望する場合は、予定日の1ヶ月前までに[こうべオレンジカフェ廃止届 \(様式第4号\) \(PDF⑦\)](#) を福祉部福祉事業課まで郵送にて提出してください。

市および福祉部福祉事業課は運営主体からの届け出がない場合においても、登録要件に適しないことを確認した場合は、登録決定を取り消す場合があります。

(5) こうべオレンジカフェ実績報告について

こうべオレンジカフェ実施結果について、毎年9月末と3月末にこうべオレンジカフェ実施報告書（様式第5号）（PDF⑧）を福祉部福祉事業課までFAXにて提出してください。

【提出先】

福祉部福祉事業課

FAX：078-271-5366

(6) こうべオレンジカフェ登録事業に関するお問い合わせ

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 福祉部福祉事業課

電話番号：078-200-4013 FAX番号：078-271-5366

受付時間：月～金曜日 9時～17時

【祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く】

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3丁目1-32 こうべ市民福祉交流センター4階